

島建 会報

2021 Vol.158



- 令和3年度 通常総会／通常代議員会
- 2 建設業協会、技士会、建産連
青年部会、農林連合会
- 建設業協会
- 5 会員現状調査を公表
- 5 活動だより
- 6 委員会（令和2年度報告）
- 建災防島根県支部
- 8 特別安全衛生パトロール実施中
建築物石綿含有建材調査者講習ご案内
- 建退共島根県支部
- 10 令和2年度事業報告
建退共の電子申請方式が始まりました
- DCプラン
- 14 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

令和3年7月1日発行

令和3年度 通常総会

建設業
協会

魅力ある業界の発展に努める



県建設業協会（中筋豊通会長）は5月25日、定時総会を開き、地区建協代表と評議員42人が出席した。見継敏博専務理事の辞任に伴う役員改選で、山岡雄二氏を選任した。

中筋会長が「地域の安全と安心を守るという強い信念を持って、改正労基法の順守と働き方改革を推

進し、魅力ある建設業界の発展に努めたい」とあいさつ。公共事業予算の安定確保と災害に強い県土づくり、建設業界の新時代を築く施策の展開、担い手確保と経営基盤強化への取り組みなど重点事項とする令和3年度事業計画を承認した。

また、建災防県支部の通常代議員会も開かれた。

全建表彰 受賞者 令和3年度



【役員】

門脇 裕（門脇土建・安来）
荒木 國夫（昭和開発工業・出雲）
河野 博（浜田土建・浜田）

【協会職員】

高尾 靖子（浜田）

【企業】

双葉建設（松江）
ウエダ（大田）
山崎組（出雲）

【個人】

木村 学（一畑工業）
北村 治三（福間工務店）
日下 雅彦（クサカ建設）
北野 一臣（原工務所）

通常代議員会

技士会

技術者の立場で提言



県土木施工管理技士会（原諭会長）は5月17日、通常代議員会を開き、約40人が出席した。原会長が「新型コロナの感染拡大は、リモートワークの加速化など働き方にも大きな変化をもたらした。建設業も週休2日制の導入など働き方への改革が求められており、社会資本整備の中核を担う技術者の立場で提言したい」とあいさつ。令和2年度決算、3年度事業計画・予算など承認したほか、優良工事受賞技術者らを表彰した。

技士会
受賞者
令和3年度



（一社）全国土木施工管理技士会連合会表彰

【役員】

大谷 誠二（仁多支部） 福井 竜夫（邑智支部）

【優秀技術者】

糸原 一也（横田建設） 原 広樹（出雲土建）
花田 成二（堀工務店） 佐々木孝幸（第一建設工業）
猪俣 実（日新建設）

島根県土木施工管理技士会会長表彰

【優秀技術者】

高井 和則（カナツ技建工業） 尾添 洋介（一畑工業）
得能 和久（トウケン） 赤木 薫（平井建設）
万波 朋広（コンドウ） 川島 健治（都間土建）
部田 浩司（吉川工務店） 高橋 寿元（今岡興産）
河野 勇人（金築組） 古川 武（ヒロシ）
高橋大二郎（大五建設） 金子 努（岡貞組）
木原 和教（ハナオカ工務店） 永戸 博康（大畑建設）
三浦 浩（三浦土木） 井上 延幸（徳畑建設）

青年
部会

大畑氏が建設青年交流会の会長に

中国地方建設青年交流会の通常総会が4月23日、広島市中区のANAクラウンプラザホテルで開催され、中国5県の建設業協会青年部会や中国地整、各県の幹部職員など約90人が参加した。役員

改選では、中国地方建設青年交流会の新会長に県建設業協会青年部会の大畑雅敬会長が選出され、5県が一丸となって一層の事業推進に尽力することを確認した。



建産連

中筋会長を再任

県建設産業団体連合会は6月7日、通常総会を開き、加盟14団体の代表が出席。役員改選で中筋豊通会長（建設業協会会長）を再任した。

中筋会長は「県民の安全安心を確保するため、優良かつ不可欠な産業として働き方改革や生産性向上への取り組みを果敢に進める」とあいさつした。

新役員

会長

中筋 豊通（島根県建設業協会会長）

副会長

和田 晶夫（島根県測量設計業協会会長）

田本 稔（島根県管工事業協会会長・新）

理事

加藤 隆志（島根県生コンクリート工業組合理事長）

今井 久師（島根県舗装協会会長）

森本 恭史（島根県建築技術協会会長）

矢野 敏明（島根県建築士事務所協会会長）

荒木 恭司（島根県電業協会会長）

福田 康伴（島根県コンクリート製品協同組合理事長）

監事

中田 昭彦（中国地質調査業協会県支部長）

松浦 隆介（島根県造園協会理事長）

専務理事

山岡 雄二（島根県建設業協会専務理事）

農林連合会

農林建設業協会連合会は、5月25日通常総会を開催し、令和2年度決算や令和3年度事業計画予算などを承認した。

事業計画では、例年通り、研修会の開催

や上部団体である全国農村整備建設業協会・全国森林土木建設業協会などと連携した要望活動や意見交換会の開催などが計画されている。

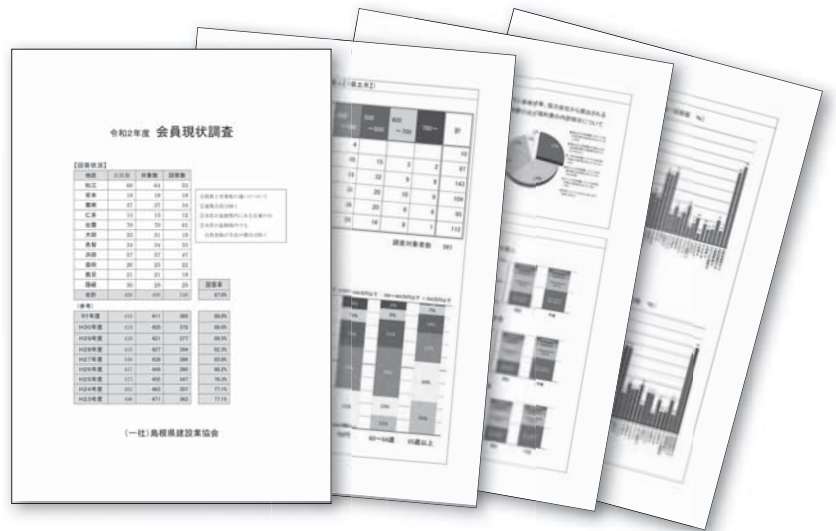
建設業協会

会員現状調査を公表しました

平成23年度から、業界の現状把握と今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に、「会員現状調査」を実施しています。

会員企業の皆様には、調査にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

調査結果は、協会ホームページに掲載していますので、是非ともご活用ください。



活動 だより



新人マナー研修開催

浜田地区建設業協会（室谷卓治会長）は4月19日、会員企業の新入社員を対象に「ビジネスマナー研修」を開催。9人の新入社員が参加した。

研修では、business pocket 代表の小野いづみ代表を講師に、グループワーク方式で実施。身だしなみや笑顔、あいさつといったビジネスマナーの必須5原則について説明。名刺交換の仕方や電話・来客対応、訪問の仕方について参加者同士で実践。小野代表は「相手に対する思いやりの心を持って言葉遣いは尊敬語、謙譲語で話すことを常に心掛けることが大切」とした。



政令・規則改正を説明

建災防松江分会（平塚智朗分会長）は5月20日、労働行政の運営方針に関わる説明会を開き、会員企業から35人が参加。福岡正美松江労基署長が近年の労働災害発生状況や、安全対策に関連した政令・規則の改正内容などについて解説した。

引き続きの対策が必要とし、安全が確保された作業手順を指示するなど、監督方法の工夫を促した。

過去3年間の事故の型別統計によると、墜落・転落事故が最多。作業床の無い箇所では、墜落制止用器具、保護帽の使用を求めた。

また、墜落静止用器具に関わる政令が改正され、4年1月2日以降はフルハーネス型が原則。石綿障害予防規則の改正により、解体改修工事は、4年4月以降、事前調査結果の届出が必要とした。

松江署管内の令和2年度死傷災害は、建設業で26件と過去最少。3年度に入り増加傾向にあり、

委員会

【土木・建築・労働委員会】

各委員会は、令和2年度は2回の委員会を開催し、これまで委員会にて取りまとめた様々な事項を整理し、その内容について島根県担当者との意見交換会を行いました。

【土木委員会】

1. 土木関係の法令、制度に関する事項

2. 土木工事の入札及び契約に関する事項

- ①技術資料の簡素化について
- ②小規模工事積算の改善について
- ③設計変更に関する質問

3. 土木工事の資材、労務単価等に関する事項

- ①重要構造物のひび割れ対策費について
- ②足場の組立解体費用について
- ③橋梁修繕工事の吊り足場について
- ④交通誘導員単価、資材単価について
- ⑤鉄筋工の島外外注経費を含めた積算について
- ⑥足場材の海上輸送費について



4. 土木工法技術の進歩向上並びに機械化に関する事項

- ①建設工事等の現場の遠隔臨場に関する施工要領について

5. その他土木に関する事項

- ①工事途中で新たな設計業務が発生した場合の対応について
- ②快適トイレの試行について
- ③コンクリート吹付の施工について
- ④ICT施工について
- ⑤施工パッケージにおける函渠の積算について

【建築委員会】

1. 建築関係の法令、制度に関する事項
 - ① 応急危険度判定士の認定要件について
 - ② 建築工事の週休2日工事について
2. 建築工事の入札及び契約に関する事項
 - ① 地域特性を踏まえた工期設定や施工単価について
 - ② 在宅時の改修工事と工期設定について
3. 建築工事の資材、労務単価等に関する事項
 - ① 建築の経費率について
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策について
4. 建築工法の進歩向上並びに機械化に関する事項
5. その他建築に関する事項
 - ① 働き方改革の取り組み状況について
 - ② 島根県内の建設業界で働く人材の育成と確保について



【労働委員会】

1. 労働関係法令、諸制度に関する事項
 - ① 施工関係書類の簡素化について
 - ② 法定福利費の明示について
 - ③ 下請負の県内業者について
2. 人材の確保・育成に関する事項
 - ① イメージアップCMについて
 - ② 建設業に限定した就職支援金の支給について
 - ③ 外国人労働者の雇い入れについて
 - ④ 若手雇用及び育成について
 - ⑤ 離島における設計労務単価について
3. 労働災害に関する事項
4. 建設労働者の福利向上に関する事項
 - ① 週休2日工事の推進について
5. その他建設労働に関する事項



建災防島根県支部

特別安全衛生パトロールを



実施中



島根労働局、島根県、建設業協会、建災防本部、島根県支部合同により県内11地区にてパトロールを実施中です。

11月19日にはパトロール結果報告会、安全指導者研修を開催します。



【パトロール重点項目】

- ① 3大災害の防止措置の確認
- ② リスクアセスメントの実施確認
- ③ 熱中症予防対策の確認



特別安全パトロール実施状況



令和5年10月施行

建築物の解体・改修工事の事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要です！

建築物石綿含有建材調査者講習 ご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 当協会で実施する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。



2. 主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注）受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

 建設業労働災害防止協会(JCOSHA)

R3.5

島根県支部において現在講習会の開催に向け準備中です。

建退共島根県支部

令和2年度事業報告

・島根県支部業務状況

処理件数

	新規加入 (契約申込)数	新規手帳 申込数	手帳更新 申請数	退職金 請求数	加入・履行 証明数
平成28年度	41	695	8,067	762	769
平成29年度	27	661	7,904	660	751
平成30年度	26	662	7,799	633	749
令和元年度	32	779	8,124	641	729
令和2年度	37	800	7,834	619	713

現況

	共済契約者 (加入事業所)数	被共済者 (労働者)数
平成29年3月末	1,290	20,724
平成30年3月末	1,265	20,274
平成31年3月末	1,254	19,947
令和2年3月末	1,249	19,716
令和3年3月末	1,251	19,673

建退共の電子申請方式が始まりました


1 電子申請方式とは

- 電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです

2 電子申請方式の申込方法は

- 電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書を建退共支部にご提出ください¹

3 電子申請方式の使い方は

- 建退共からは、電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します
- 「退職金ポイント」は、「電子申請専用サイト」でペイジー^{*2}  または口座振替により、購入してください
- 「就労実績ファイル」は、就労実績報告作成ツール^{*3}により作成し、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請が下請分の掛金を充当する場合は、下請が就労実績報告作成ツールで作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請（掛金の拠出者）は、掛金が充当されると電子申請専用サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください
なお、元請・下請（雇用主）双方で電子申請専用サイトを利用している場合、下請は「掛金充当書」を直接電子申請専用サイトからダウンロードできます（掛金納付方式は、現場ごとに元請が選択します）

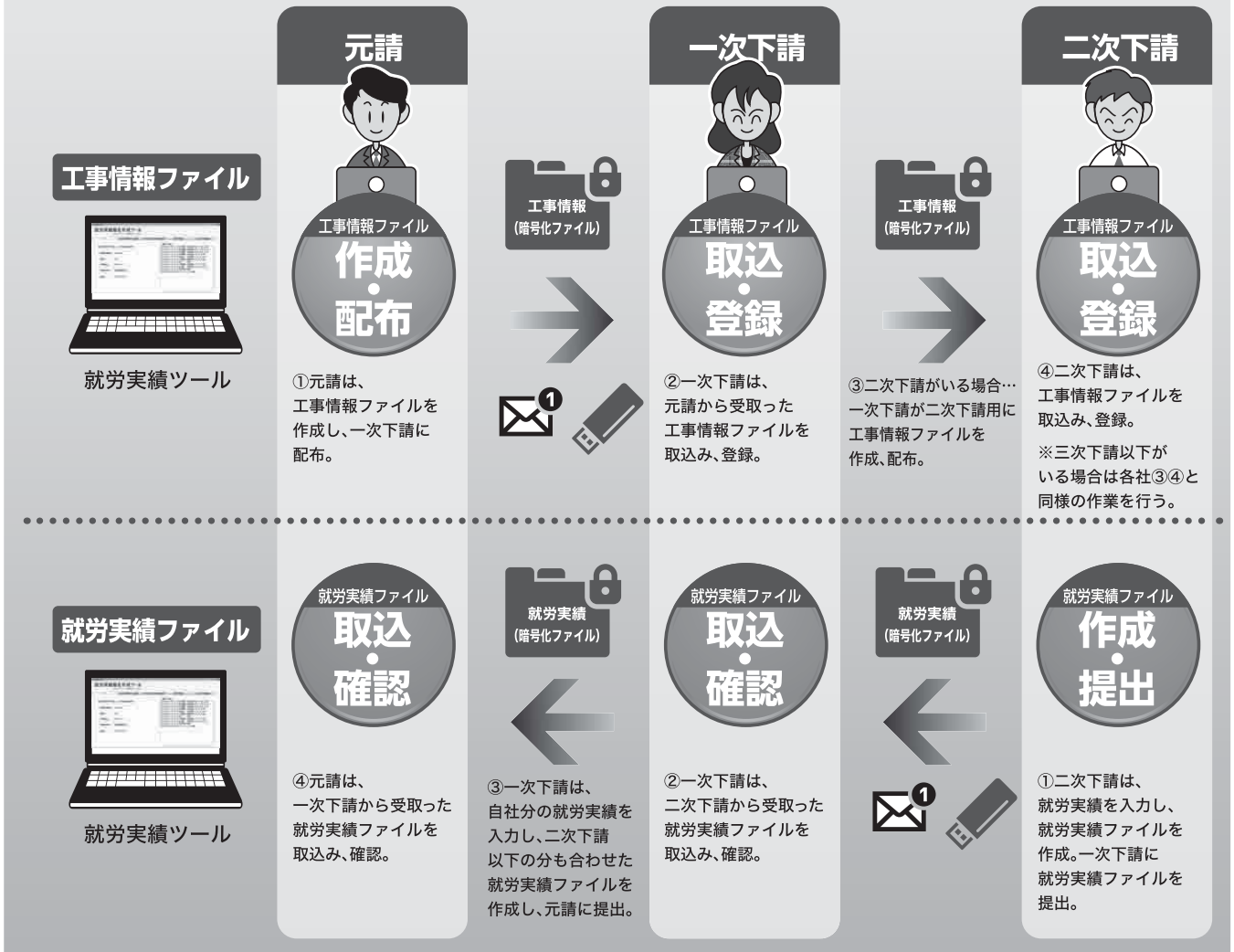
*1 建退共ホームページからダウンロードまたは就労実績報告作成ツールで作成できます。（次ページ参照）

*2 ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーが利用できる金融機関は建退共のホームページでご確認ください。
(建退共ホームページ⇒電子申請方式について⇒9.退職金ポイントの購入について⇒退職金ポイント取扱い金融機関を見る)

*3 就労実績報告作成ツールは、建退共ホームページから無償でダウンロードできます。（次ページ参照）

電子申請方式の流れ

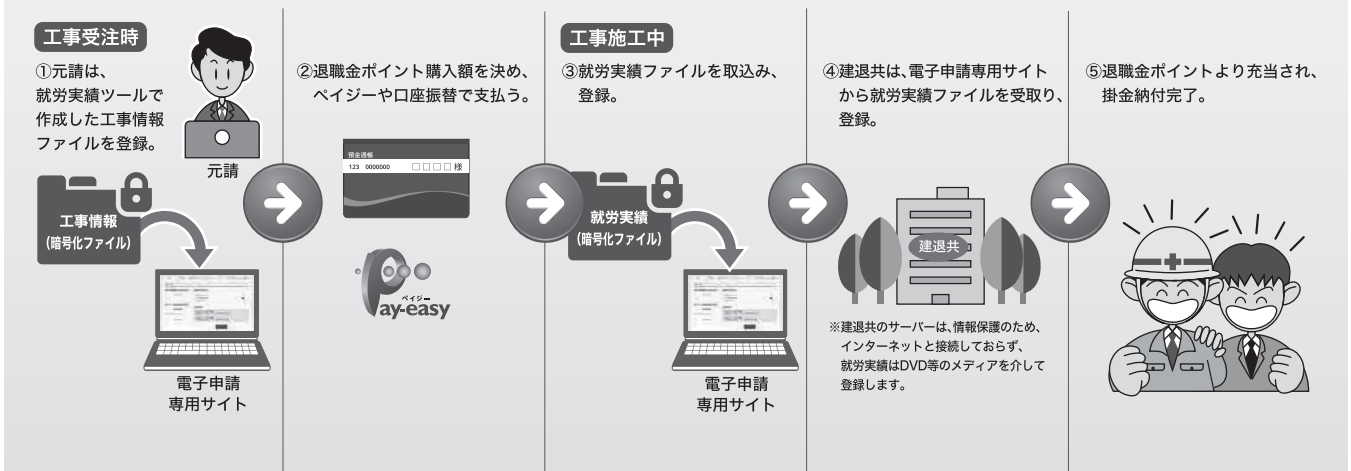
工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録（就労実績ツール）



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込む予定としております。

建退共へ就労実績報告・掛金納付（電子申請専用サイト）

※公共工事受注時の例です。



就労実績報告作成ツールについて

本ツールでできること

元請・下請間の共済証紙の請求様式として利用する就労実績報告が作成できます。

「建退共事務受託様式2号」「建退共事務受託様式4号(月別報告様式)」

「建退共事務受託様式5号(日別報告様式)」

電子申請専用サイトと連携する基本情報を作成します。

「工事情報ファイル」「就労実績ファイル(建退共事務受託様式4号の情報)」その他、

電子申請専用サイトのエラー情報をダウンロードして確認することができます。

ツールのダウンロード方法

就労実績報告作成ツールは建退共のホームページから無償でダウンロードできます。

●ツールはWindows10以降の環境で利用できます。

●ツールは定期的に更新します。

建退共のホームページでご確認ください。

●共済契約者番号を間違えると建退共に正確に情報が登録できず加入履行証明の発行にお時間をいただく場合がありますので、事前に建退共ホームページの [建退共加入事業所情報](#) から、共済契約者番号をお調べください。

就労実績報告作成ツールダウンロードの流れ

①「建退共トップページ」より「ダウンロード」をクリック

②「8.就労実績報告作成ツール」をクリック

③「就労ツールダウンロード」をクリック
※マニュアルや動画はこのページの下段にあります。

④「共済契約者番号」または「法人番号」を入力

⑤「ダウンロード開始」をクリック

⑥「保存」をクリック

⑦「すべて展開」をクリック

電子申請専用サイト利用申込の方法

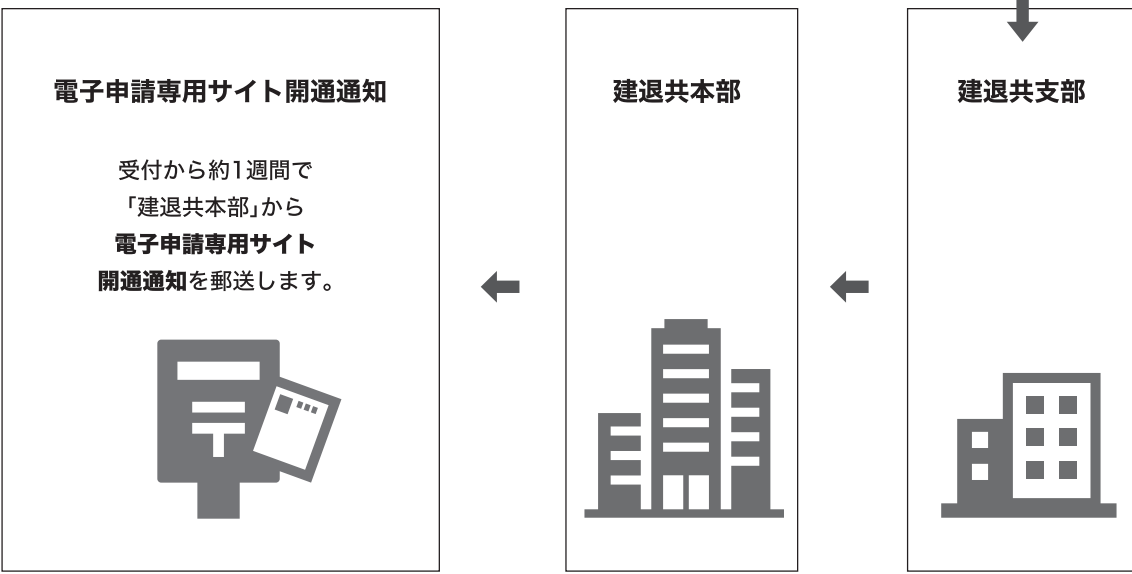
●電子申請専用サイトの利用には、「電子申請方式申込書」が必要です。

電子申請方式申込書の入手方法①

①「建退共トップページ」より「制度について」をクリック
 ②「10.電子申請方式の導入について」をクリック
 ③「申込書ダウンロードはこちら」から、ExcelファイルかPDFファイルを選択して、申込書をダウンロード

電子申請方式申込書の入手方法②

「就労実績報告作成ツール」より「電子申請方式申込書」を印刷
 電子申請方式申込書に必要事項を記載して最寄りの建退共支部へ提出

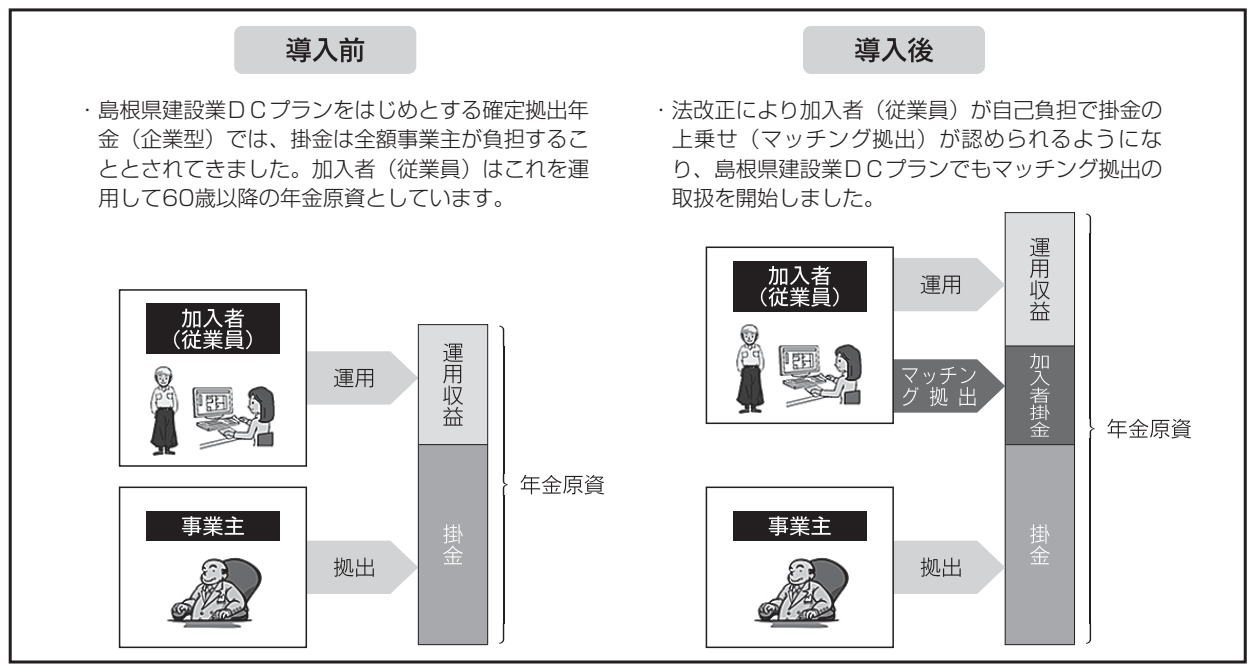


●電子申請方式を利用しない場合でも、元請で納められた「掛金充当書」をダウンロードするためだけに「電子申請専用サイト」をご利用いただくこともできます。

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在16年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税（法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

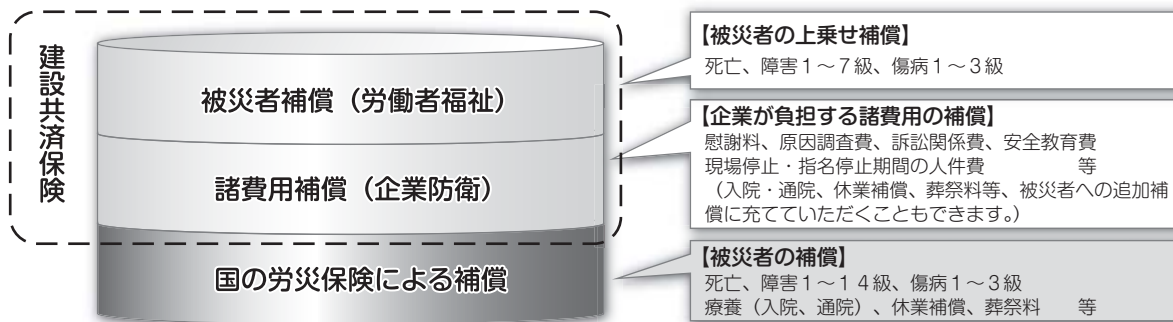
法定外労災
補償制度

(年間完成工事高契約)

建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



完成工事高契約会員加入状況 令和3年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)	地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	45	71.4	邑智	32	94.1
安来	19	100.0	浜田	20	35.1
雲南	35	92.1	益田	11	44.0
仁多	13	100.0	鹿足	20	95.2
出雲	47	67.1	隠岐	15	51.7
大田	10	31.3	合計	267	66.6

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西塚島1-3-17

Tel.0852-21-9004 Fax.0852-31-2166



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索